

健指第3065号

令和2年2月26日

各地域密着型サービス外部評価機関 代表者 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長

(公印省略)

新型コロナウイルスの感染防止に係る地域密着型サービス外部評価の延期等
について

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。

新型コロナウイルスについては、令和2年2月24日の政府の新型コロナウイルス感染症対策専門会議において、「これから1～2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際」との見解が示されたところです。

については、地域密着型サービスに係る外部評価につきまして、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

1 外部評価に係る事業所訪問等の延期の判断について

新型コロナウイルスは、高齢者・基礎疾患を有するものでは重症化するリスクが高いと考えられていることから、以下の県ホームページに掲載している国の通知等を参考に、訪問調査実施の時期について受審事業者と十分協議していただき、延期が可能である場合は、事業所等へ訪問する時期を延期するなどの対応をお願いします。

また、やむを得ず事業所訪問を実施する際には、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、基本的な感染症の予防対策を行っていただくとともに、施設等の利用者が使用している場（居室等）への立ち入りは、必要最小限としてください。

千葉県庁ホームページ「社会福祉施設等における感染症対策・報告について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shafuku-hojin/kansensho.html>

2 上記1により事業所訪問等を延期した場合について

千葉県地域密着型外部評価実施要領第3条により、外部評価は原則として年1回以上実施することとされていますが、上記1により事業所訪問等を延期したことで外部評価が今年度中に完了できず、来年度完了となった場合につきましても、今年度を実施したものとしします。

担当

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

法人指導班 野口

T E L : 0 4 3 - 2 2 4 - 2 3 5 1

M A I L : hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp